



少子高齢化が急速に進行する中で、家族形態の変化や価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような状況にあって、市政運営の基本となる、幸せのあふれる「最幸のまち かわさき」の実現のためには、性別にかかわらず、誰もが個性や能力を發揮できる、男女共同参画社会の形成に向けた取組みが不可欠と言えます。

本市では、「自立」「平等」「快適」をキーワードに、市、市民、事業者が協働して「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標とする「男女平等かわさき条例」を、2001(平成13)年10月に施行しました。

2004(平成16)年には、条例に基づき「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を、2009(平成21)年には「第2期行動計画」を策定して、男女平等施策を総合的・計画的に推進してきました。

この間、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進、男女共同参画の視点からの防災への取組み、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者支援など、新たな課題への対応が求められています。

これらの問題等を踏まえ、第3期行動計画では、あらゆる場面で男女共同参画を進めていくために、市民の暮らす生活の場を「家庭・教育」、「働く場」、「地域」といった「場」で捉え、「男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進」、「働く場における男女共同参画の推進」、「地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進」という3つの目標を掲げており、この目標のもと、男女共同参画社会の実現に向けて施策を一層推進してまいります。

策定にあたり、川崎市男女平等推進審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントに御意見をお寄せくださった市民の皆様など、多くの方々から貴重な御意見をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

今後、本計画に基づき、平等で快適なまちづくりに向けて積極的に取組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

平成26年3月 川崎市長 **福田紀彦**

第1章 計画の総論

1 概要	1
(1)行動計画の目的	1
(2)行動計画策定の経緯	1
(3)行動計画策定の背景	2
(4)行動計画の基本的な考え方	3
(5)行動計画の位置づけ	4
(6)計画期間	4
2 第2期行動計画の取組状況と今後の課題	6
3 第3期川崎市男女平等推進行動計画体系図	14

第2章 3つの目標と9つの基本施策

目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	16
目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進	25
目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進	36

第3章 計画の推進について

1 推進体制	47
2 計画の点検・評価	49

資料

1 男女平等かわさき条例	52
2 川崎市男女平等推進審議会規則	54
3 川崎市男女平等推進審議会委員名簿	55
4 男女共同参画関連年表	56
5 男女共同参画社会基本法(抄)	58
6 女性差別撤廃条約(抄)	61

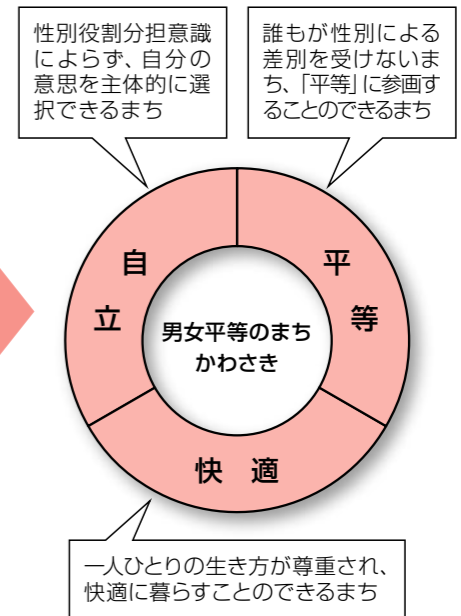
1 概要

(1) 行動計画の目的

川崎市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会¹としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざすため、2001（平成13）年10月に「男女平等かわさき条例」（以下「条例」という。）を施行しました。この条例で規定する基本理念に基づき、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的として、行動計画を策定するものです。

「条例の基本理念」

- 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることなく、人権が尊重されること。
- 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
- 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。



(2) 行動計画策定の経緯

条例第8条に基づき、川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）による答申²と市民の皆様の御意見を尊重しながら、2004（平成16）年5月に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」（以下「第1期行動計画³」という。）を策定し、2009（平成21）年3月には更に取組を充実させ、推進していくために「第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」（以下「第2期行動計画」という。）を策定しました。

1 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

2 問いに対して意見を述べること。「市長に一する」等。

3 市の基本的な目標と施策の方向性を示し、具体的な事業を体系づけたもの。

(3) 行動計画策定の背景

わが国の社会情勢は大きく変化し、経済のグローバル化や情報化の進展、産業構造の転換などが進みました。社会全体では人口構成の少子高齢化が進み、総人口は減少に転じ労働力人口も減少しています。労働者の雇用環境も大きく変化し、正規・非正規労働による所得の格差が拡大するなどの傾向が見られ、未婚や少子化の原因にもなっています。また、単身世帯やひとり親世帯、高齢者世帯の増加といった家族構成の変化も生じています。このような変化は、私たちの暮らしや経済、地域などで様々な影響を及ぼしています。

国は、2011(平成23)年に男女共同参画基本計画(第3次)を策定し、改めて強調している視点を以下のように挙げて取組を進めているところです。

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

川崎市のこれまでの行動計画においては、市や社会の状況を踏まえ計画の達成すべき課題を「柱」で示し、その下に「基本施策」を位置づけており、第2期行動計画では、以下の4つの「柱」を設け、男女平等施策の推進に取り組んできました。

- 柱Ⅰ 「女性の人権」の確立
- 柱Ⅱ 仕事と暮らしへの支援
- 柱Ⅲ 学習機会と情報の提供
- 柱Ⅳ 推進体制の充実

第1期行動計画の策定から10年間にわたり男女平等施策に取り組む、川崎市DV被害者支援基本計画を策定し計画に基づく施策の推進やワーク・ライフ・バランス⁴(仕事と生活の調和)についての意識の高まりといった一定の成果が現れてきている分野もあります。

しかし、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)については、配偶者等からの暴力以外にも、交際相手や元配偶者からの暴力など被害が多様化しており、生命にかかわるような事件も起きるなど、被害の深刻化も見られます。また、大震災を経て、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取組について、地域で改めてその必要性が認識されているところです。更に、数値目標(35%)を設けて取組んできた行政機関における審議会等の女性委員比率は、30.2%と20政令指定都市中14位となっており(2012(平成24年度集計)、行政・企業等の管理職や自治会・町内会といった政策・方針決定過程の場における女性の参画も低いままです。

⁴ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指す。

こうした課題の背景には、男性が外で働き、女性が家事、育児、介護を担う、あるいは男性が管理的な立場に立ち、女性が補佐的な役割をするといった固定的な性別役割分担意識があります。(p.6「2 第2期行動計画の取組状況と今後の課題」参照)

(4) 行動計画の基本的な考え方

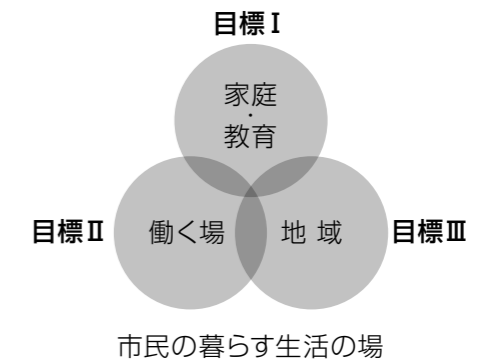
川崎市は国などの動向や第2期行動計画策定後の課題を踏まえて、「第3期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第3期行動計画」という。)の基本的な考え方を次のとおり整理しました。

これまでの行動計画では、解決すべき課題を「柱」で表わし、取組を進めてきましたが、依然として残る課題の解決のためには、市民の暮らす様々な場面での取組が必要です。

例えば、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、働く場や地域での女性の参画を進めるための制度づくりや支援が必要ですが、同時に、男性の長時間労働の解消や男性の男女共同参画への理解が不可欠です。

また、男女共同参画の考え方を広く浸透させるには、地域も含めた市民の暮らすあらゆる場面で男女共同参画の取組が必要です。

第3期行動計画では、市民の暮らす生活の場を「家庭・教育」、「働く場」、「地域」といった広がりや重なりのある3つの「場」と捉え、取組が様々な場面へ広がることや重なり合うことを意識し、場面ごとに目標を掲げました。



- 目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進
- 目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進
- 目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

「家庭・教育」の場では、人権教育の推進や、DVやセクシュアル・ハラスメント⁵など性に基づく人権侵害の根絶に引き続き取組めます。また、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、女性への働きかけだけでなく、共に社会を担う男性に対する積極的な働きかけを行うとともに、次世代を担う子どもにも男女共同参画の理解を促進することを新たに目標に位置づけ、取組を進めます。

⁵ いわゆるセクハラ。性的嫌がらせ、特に、職場等で行われる性的、差別的な言動をいう。

「働く場」では、政策・方針決定過程における女性の参画の促進や男女ともに多様な働き方の実現をめざします。

「地域」においては、男女が共に地域社会に参画することをめざすとともに、様々な困難を抱える人が安心して暮らせる地域づくりへの取組を進めます。特に、これまであまり意識されてきたとはいえない「地域」における男女共同参画の視点は、貧困、介護の他、大震災を経て防災などの課題に対応する上で重要性が増しているため、今回、目標にその視点を取り入れました。(p.13 コラム3『男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針』とは)参照)

3つの場面で進めていく取組の中で、それぞれの場面にまたがるものや重なるものは、再掲という形で、それぞれの目標に重複して位置づけています。(p.15 体系図参照)また、第2期行動計画で課題として「柱」に位置づけていた推進体制については、すべての場面にかわるので、目標ではなく「第3章 計画の推進について」として位置づけ直しました。

以上のような第3期行動計画の目標の達成には、行政だけではなく、今まで以上に市民や事業者が互いに協働⁶していくことが重要です。

(5) 行動計画の位置づけ

第3期行動計画は、条例第8条に基づき定めるもので、国の「男女共同参画社会基本法」第14条の「都道府県男女共同参画計画等」に相当します。

また、市の新総合計画「川崎再生フロンティアプラン⁷」の第3期実行計画においては、基本政策Ⅲ「人を育て心を育むまちづくり」-基本方向5「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」-基本施策(2)「男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進」-施策課題①「男女共同参画社会の形成」に位置づけられます。この新総合計画のほか、市の各行政計画⁸との整合性を図りながら推進していきます。

(6) 計画期間

第1期行動計画、第2期行動計画の計画期間(5か年)を継承し、第3期行動計画は、2014(平成26)年度から2018(平成30)年度までとしますが、社会経済状況の急激な変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

6 異なる特性を持つ主体同士が共通の目標に向かい、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し対等な関係に立って協力すること。

7 川崎市が進めるまちづくりの基本方針として策定した新総合計画。10年程度の計画である「まちづくりの基本目標を定めた基本構想」と、まちづくりの基本目標の実現に向けた具体的な施策を明示した3か年の「実行計画」の2層構造となっている。

8 行政権が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するもの。

「川崎市男女平等推進行動計画」について

川崎市では、2001(平成13)年に「条例」を策定するにあたり、それまで「かわさき男女平等推進プラン」に基づいて様々な取組を進める中で永く市民と共に大切にしてきた「男女平等」という言葉を尊重し、「男女平等かわさき条例」という名称にしました。

「男女平等」とは、性別による差別を受けることなく人権が尊重されることであり、その達成をめざす手法として、「男女共同参画社会の実現」を位置づけました。

「男女共同参画社会」とは、男女が対等なパートナーとして、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画することで個性と能力を発揮し、かつ、共に責任を担うべき社会です。

川崎市は、「男女平等のまち・かわさき」をめざすため、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な目標や全庁的な取組を位置づけて「男女平等推進行動計画」を策定しました。

2 第2期行動計画の取組状況と今後の課題

第2期行動計画については、毎年、計画に位置づく事業の所管課及び全局室区に設置した男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)から施策の取組状況について報告を受け、その結果を年次報告書としてまとめ、公表してきました。これを基に、次に掲げる取組状況と課題を整理し、引き続き取組が必要な事項については第3期行動計画に反映しました。

柱I 「女性の人権」の確立

取組状況

- 「川崎市DV被害者支援基本計画」を2010(平成22)年に策定しました。以後、この計画に基づき、警察、医師会、法務局、県等関係機関やDV被害者支援団体、庁内関係各課等と連携し、DV被害者支援施策の充実に努めました。
- 2010(平成22)年に性同一性障害に関する相談窓口を整備し、定期的に庁内連絡会を実施しました。
- 外国人女性への支援として、外国語版母子手帳の交付や多言語による広報を実施しました。また、外国人市民向けの育児講座や子育てグループについての情報提供を通じて、外国人市民同士の交流支援を行いました。

課題

DVについては、法による保護の対象となっている配偶者等からの暴力以外にも、交際相手との間の暴力(デートDV)や元交際相手、元配偶者からのストーカー被害など、被害が多様化しており、生命にかかわる重大な犯罪につながる事件も後を絶ちません。(表1参照)

また、働く場において、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、パワー・ハラスメント⁹も深刻な問題となっています。(表2参照)

これらの人権侵害につながる行為を防止するためには、学校や家庭、職場など様々な場面で人権が尊重されるための教育や啓発が必要です。

第3期
行動計画
への反映

- 人権教育・啓発の推進(目標I-基本施策1)
- ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進(目標I-基本施策2)

⁹ 職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

表1

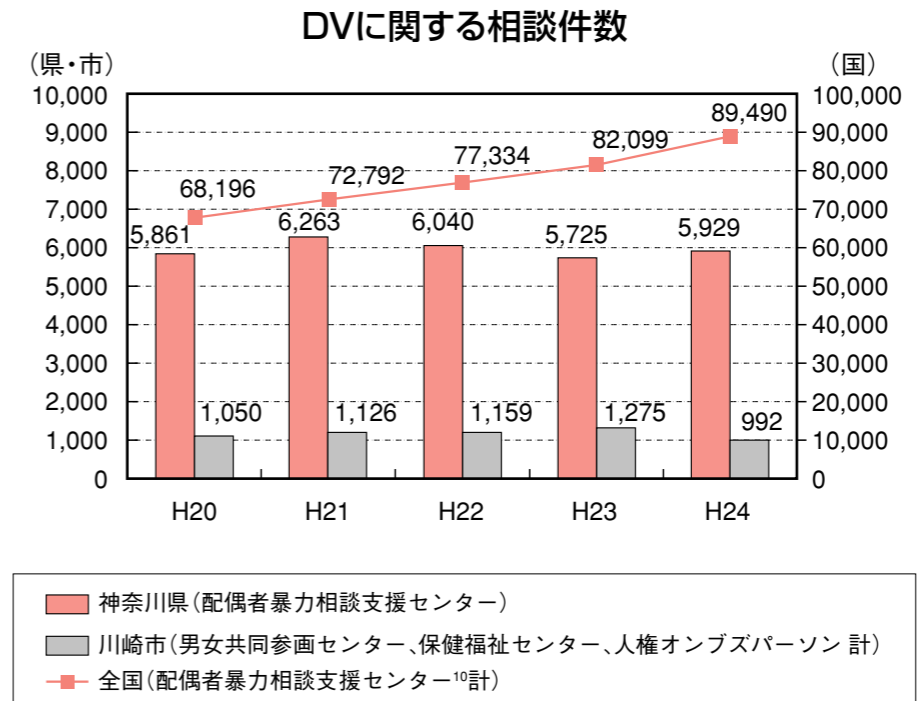
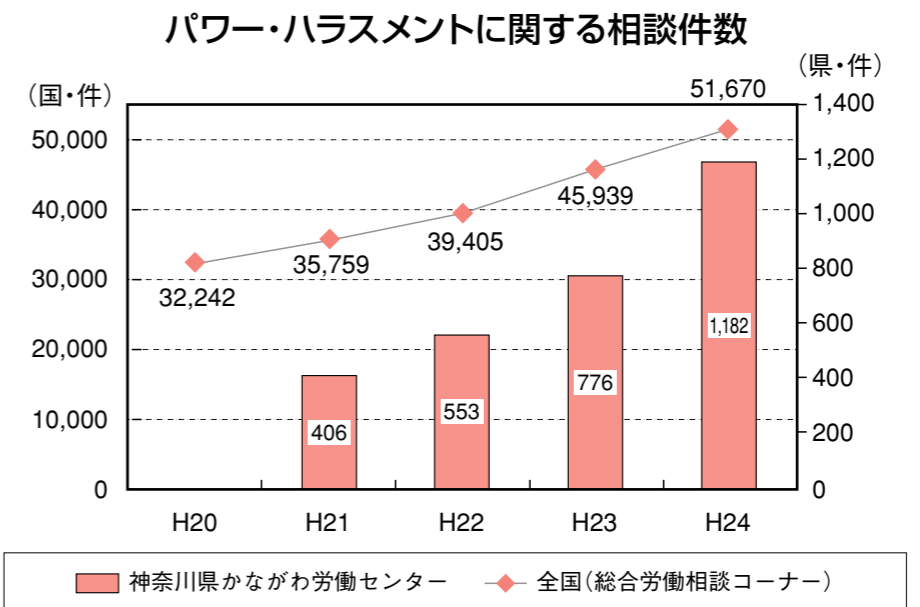


表2



*かながわ労働センターのパワー・ハラスメント件数は、平成21年度から計上
出典 平成24年度個別労働紛争帰結制度施行状況(内閣府)、平成24年度神奈川県労働相談の概況

¹⁰ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための相談・支援機関

コラム1

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

ドメスティック・バイオレンス(DV:domestic violence)とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、「配偶者からの暴力」の意味で使われることが一般的と言われています。この「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の関係にあるものを含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

2001(平成13)年4月に制定された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)では、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉は配偶者、親子、兄弟等からの暴力と人によって異なった意味で受け取られる恐れがあるため、「配偶者からの暴力」という言葉を使用しています。

また、2014(平成26)年1月3日より法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法律の適用対象となりました。

本市では法整備後、ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉が一般的に定着してきたこと、市民にとっても覚えやすいことから「配偶者からの暴力」を「ドメスティック・バイオレンス(DV)」とすることとします。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク▶



柱Ⅱ 仕事と暮らしへの支援

取組状況

- 介護を必要とする市民を対象として介護教室や介護者の交流会の実施など、各区の状況に応じた介護支援事業を実施しました。事業実施の際には、男性の視点からの内容も盛り込み、男性も参加しやすいように配慮しました。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、九都県市¹¹共同でワーク・ライフ・バランス実践の日を設け、各都県市職員が率先して一斉定時退庁を実施しました。
- 市役所において、2010(平成22)年に短期の介護休暇を新設し、2011(平成23)年から非常勤嘱託員についても育児休業、部分休業、介護休暇制度を導入しました。

課題

「仕事と生活の調和」を意味するワーク・ライフ・バランスについては、アンケートを見ても、半数の人が「聞いたことがある」と答えていますが、言葉の内容まで知っているという人は、21.7%にとどまっています。(表3参照)また、同じアンケートの中で、男性の育児休業や介護休業の取得についての考え方を見てみると、男性の育児休業については、「取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」と答えた人が63.9%にのぼっています。同じく、介護休業についても、58.4%の人が、男性が取得することについて、「取ることは賛成だが、現実的には取りづらい」という結果も出ています。

男性も女性も、ワーク・ライフ・バランスへの関心が高まっており、また、男性の家事や育児参加について積極的に考える人が増えてきています。しかし、有給休暇の取得状況を見ても、周囲の理解が得られなかったり、長時間労働の解消がなされていないために、家庭生活に参加したくてもできない現状があることがわかります。(表4参照)

今後は、男性を対象とした支援を行っていくとともに、育児休業や介護休暇など制度の利用促進の取組を進め、多様な就業ニーズに対応できる仕組みづくりをしていくことが重要です。

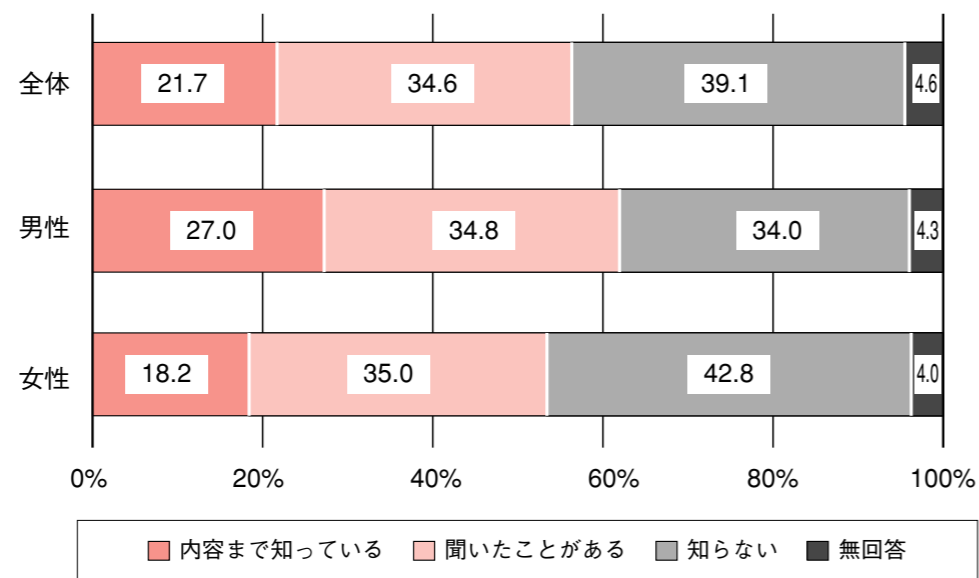
第3期
行動計画
への反映

- 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進・男性が家庭生活に参画できる環境づくり・男性が地域活動に参画できる環境づくり(目標Ⅰ-基本施策3)
- 育児・介護休業制度などの定着と利用促進(目標Ⅱ-基本施策3)
- 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実(目標Ⅱ-基本施策3)

11 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市。

表3

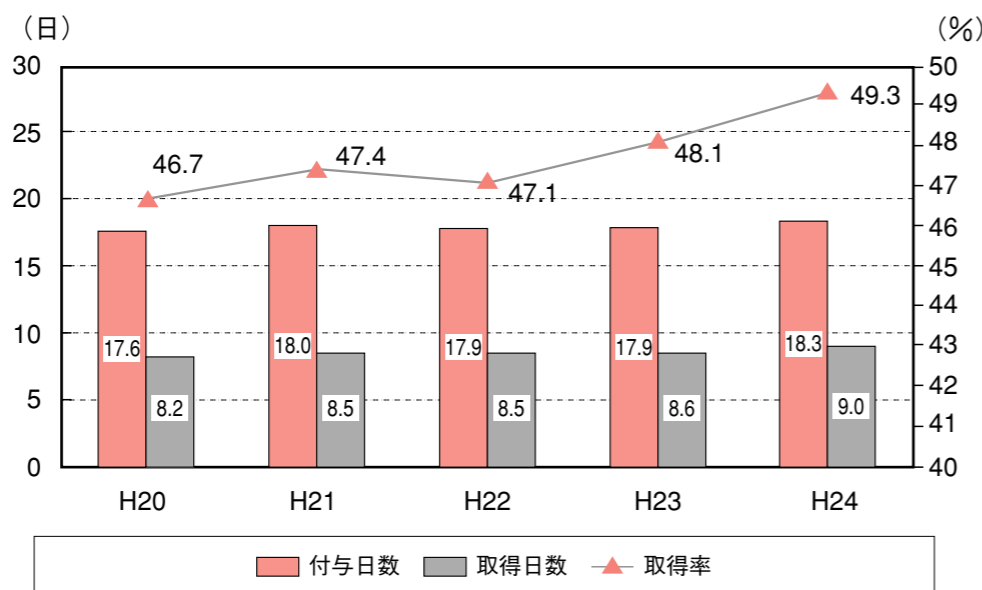
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度



出典 平成24年度かわさき市民アンケート報告書

表4

全国の年次有給休暇の取得率等の推移



出典 平成24年度就労条件総合調査(厚生労働省)

柱Ⅲ 学習機会と情報の提供

取組状況

- 市内の各市民館において、広く市民を対象として様々な男女平等推進学習を実施しました。
- 表現の手引き¹²に則り、男女平等の視点に配慮して、市の広報資料を作成しました。
- 男女共同参画に関連した情報について、市ホームページ及び男女共同参画センターホームページへ掲載したほか、男女共同参画センターメールマガジン及び紙媒体による通信の発行など、多様な媒体を通じた情報発信を行いました。

課題

情報を発信したり、情報を得るための方法として、従来のホームページやメールだけではなく、即時性や双方向性の高いSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)¹³など多様な媒体が登場しており、携帯端末を利用して、いつでもどこでも情報にアクセスできる時代になっています。そうした中、新しい媒体を効果的に利用し、必要な人に必要な情報が的確に届くような情報発信が必要となります。

また、男女平等推進学習の実施や男女共同参画センターを拠点とした講座・セミナーの実施など、従来から行っている参加型の事業についても継続して行い、参加者自らがテーマを提案するなど、より開かれた学習機会を提供することが重要です。

第3期 行動計画 への反映

- 男女共同参画に関する生涯学習の推進(目標Ⅰ-基本施策1)
- 情報を読み解き発信する力(メディア・リテラシー)の向上のための支援(目標Ⅰ-基本施策1)
- 男女共同参画センターの取組の推進(目標Ⅲ-基本施策1)

¹² 人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。

¹³ 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。

柱Ⅳ 推進体制の充実

取組状況

- 男女共同参画センターにおいて、市民活動団体等と協働し、男女共同参画に関する講座や調査・研究事業を実施しました。
- 市役所において、育児休業者職場復帰支援プログラムの導入や「職員子育て応援ハンドブック」の作成・配布を通じ、職員の仕事と子育ての両立を支援しました。
- 市防災計画の改定や市防災会議への女性団体代表者の参加など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備に努めました。
- 市における申請書類等を点検し、不必要な性別表記を削除しました。
- 男女共同参画推進員を全局室区に配置するとともに、毎年度、行動計画の進捗状況をまとめた年次報告書を作成し、公表しました。

課題

国は、社会のあらゆる分野において、2020(平成32)年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標を設定しており、川崎市においても、企業や地域活動の場、市役所などあらゆる場面において、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることを目標にしています。(p.13 コラム2「2020年30%の目標とは」参照)

目標達成のためには、市の審議会等¹⁴委員への女性の参画の促進や管理職への女性の登用に向けた取組を引き続き行っていく必要があります。

また、東日本大震災を契機に、防災やまちづくりにおける女性の視点の必要性が社会的に認識されるようになりました。防災やまちづくりといった、これまで男性が中心的な役割を占め、女性の参画が進んでいなかった分野についても、女性の視点を取り入れ、女性も男性も暮らしやすいまちづくりを推進することが重要です。

第3期
行動計画
への反映

- 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進(目標Ⅱ-基本施策1)
- 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大(目標Ⅲ-基本施策1)

14 「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」に定める審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員、要綱等に基づき設置された協議会等のこと。具体的には、市の施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する審議会等を指す。

審議会等委員の女性比率向上のため、同要綱に基づき、審議会等委員の選任にあたっては、委員が確定する前に、市民・子ども局長と事前協議を行うこととなっている。

コラム2

2020年30%の目標とは

国は、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標値を踏まえ、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位(※)に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標(2003(平成15)年男女共同参画推進本部決定)を達成するため、女性の参画を拡大する施策を推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っています。

※「指導的地位」とは、(1)議会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業の内特に専門性が高い職業に従事する者。



▲男女共同参画シンボルマーク

コラム3

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」とは

国は、東日本大震災を含む、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取組む際の基本的事項を示した指針を作成しました(2013(平成25)年5月)。

東日本大震災においては、避難所によっては、衛生用品(生理用ナプキン等)の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

「災害リスク軽減」(災害が起こる前に、災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、または最小限にすることを目的とした対策を講じる)という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

3 第3期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

施策

3つの目標

9つの基本施策

I 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

1 男女の人権の尊重

2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進
- (4) 情報を読み解き発信する力(メディア・リテラシー)の向上のための支援
- (5) メディアにおける男女の人権尊重の促進

- (1) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者支援の推進
- (3) 女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進
- (4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた施策の推進☆

- (1) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進☆
- (2) 男性が家庭生活に参画できる環境づくり☆
- (3) 男性が地域活動に参画できる環境づくり☆
- (4) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- (5) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進☆
- (6) 児童生徒に対する情報教育の推進
- (7) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援

II 働く場における男女共同参画の推進

1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

2 働く場における男女共同参画の推進

3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- (1) 審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
- (3) 市の関係団体における女性職員の登用などの取組の促進
- (4) 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進
- (5) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保☆
- (2) 職場における男女共同参画に関する教育の促進
- (3) 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進(再掲)
- (4) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- (5) 経営の主体となる女性の育成・支援
- (6) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大

- (1) ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進
- (2) 育児・介護休業制度などの定着と利用促進
- (3) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実
- (5) 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進
- (6) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進(再掲)
- (7) 男性が家庭生活に参画できる環境づくり(再掲)
- (8) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進☆

III 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

1 地域における男女共同参画の推進

2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

3 生涯を通じた健康支援

- (1) 地域活動における男女共同参画の促進
- (2) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進(再掲)
- (3) 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大☆
- (4) 男女共同参画センターの取組の推進☆
- (5) 男性が地域活動に参画できる環境づくり(再掲)
- (6) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進(再掲)☆

- (1) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援☆
- (2) 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援☆
- (3) 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進
- (4) 多文化共生意識の高揚☆
- (5) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進(再掲)☆
- (6) 雇用環境の整備と貧困など様々な困難を抱える人々への対応
- (7) ニートやフリーターなどの状態にある者に対する就労・自立の促進☆
- (8) 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進(再掲)

- (1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進☆
- (2) 妊娠・出産などに関する健康支援☆
- (3) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援☆
- (4) 性差医療の推進☆
- (5) 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進
- (6) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進☆
- (7) 相談しやすい体制の整備☆

目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

★……第3期行動計画に新たに位置づけ取組を進める施策
○……第3期行動計画に新たに位置づけ取組を進める事業

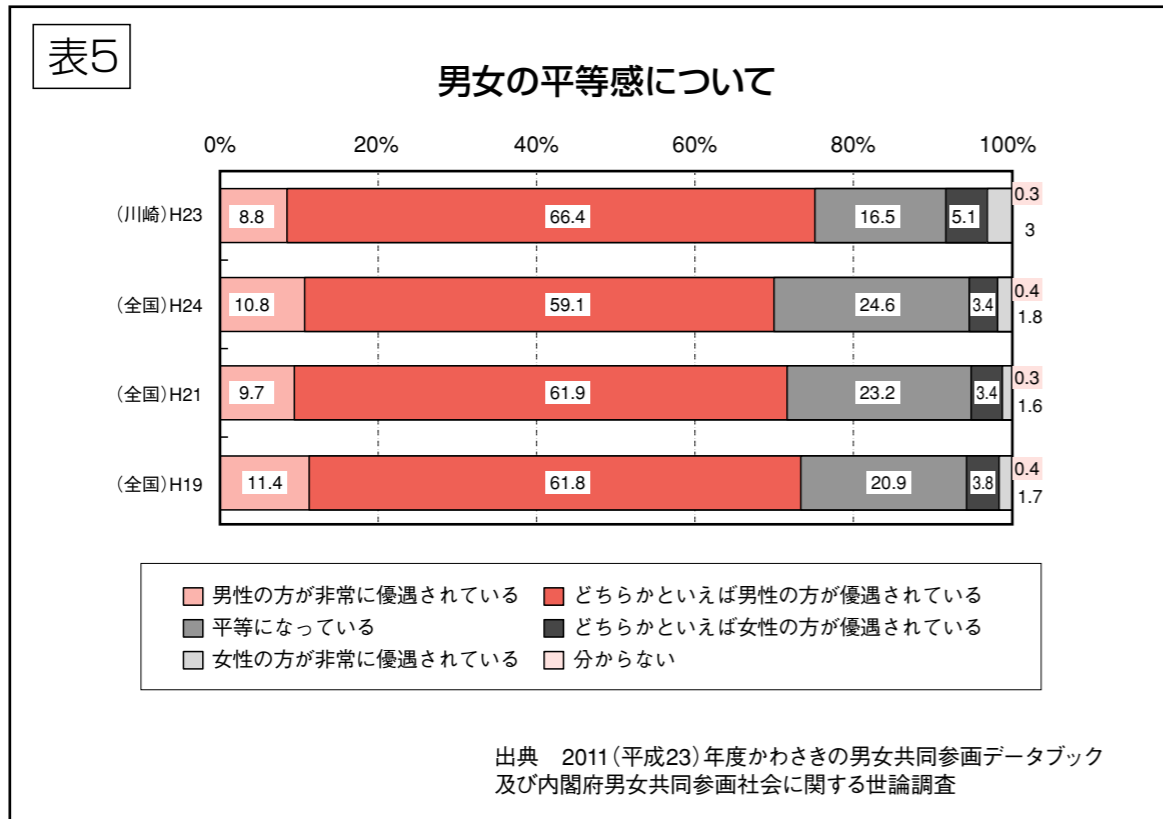
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。男女の個人としての尊厳が重んじられ、個人としての能力を発揮する機会が確保されることは、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会の形成につながります。

男女の人権を尊重するとともに、男女が平等でお互いの尊厳を重んじつつ対等な関係づくりを進める上で、重大な人権侵害である女性に対する暴力についても取組を進めていきます。

また、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に対して、男女共同参画の理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画を進める上で重要です。

基本施策1 男女の人権の尊重

男性も女性もお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。家庭や教育の場で基本的な人権の理念を学び、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、教育・啓発活動を一層充実させる必要があります。



男女平等について「男性優遇」(男性の方が非常に優遇されている+どちらかといえば男性の方が優遇されている)と感じている割合は、75.2%となっています。

施策1 人権教育・啓発の推進

事業番号	事業	所管局
1	性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。	市民・こども局、教育委員会
2	性的マイノリティ ¹⁵ の人々の人権を尊重する視点から啓発活動を実施します。	市民・こども局、健康福祉局
3	男女平等にかかわる人権侵害に対する人権オンブズパーソン ¹⁶ の相談・救済制度等について、広報を実施します。	市民オンブズマン事務局
4	「男女平等推進週間 ¹⁷ 」等の事業を実施します。	市民・こども局
5	男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市民・こども局、教育委員会

施策2 男女共同参画に関する生涯学習の推進

事業番号	事業	所管局
6	家庭・地域教育学級等における男女平等推進研修に市民講師等の紹介を行います。	市民・こども局、教育委員会
7	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民・こども局、教育委員会
8	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習機会を提供します。	教育委員会

15 性同一性障害(生物学上の性別と本人が自認する性別が異なる)、同性愛(性的な魅力を感じる性別が同性である)、インターセックス(外性器・内性器・内分泌系・性染色体などが、典型的とされる「男性」もしくは「女性」と異なる)などの性的少数者を指す。

16 子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談・救済の機関。救済申立てに対して調査・調整を行い、市の機関への意見表明や是正勧告、意見の公表などを行う。

17 国は、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。川崎市においては、同期間を「川崎市男女平等推進週間」とし、関連講座やイベントなど啓発活動を行っている。

施策3 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進		
事業番号	事業	所管局
4 再掲	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	市民・こども局
5 再掲	男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市民・こども局、 教育委員会

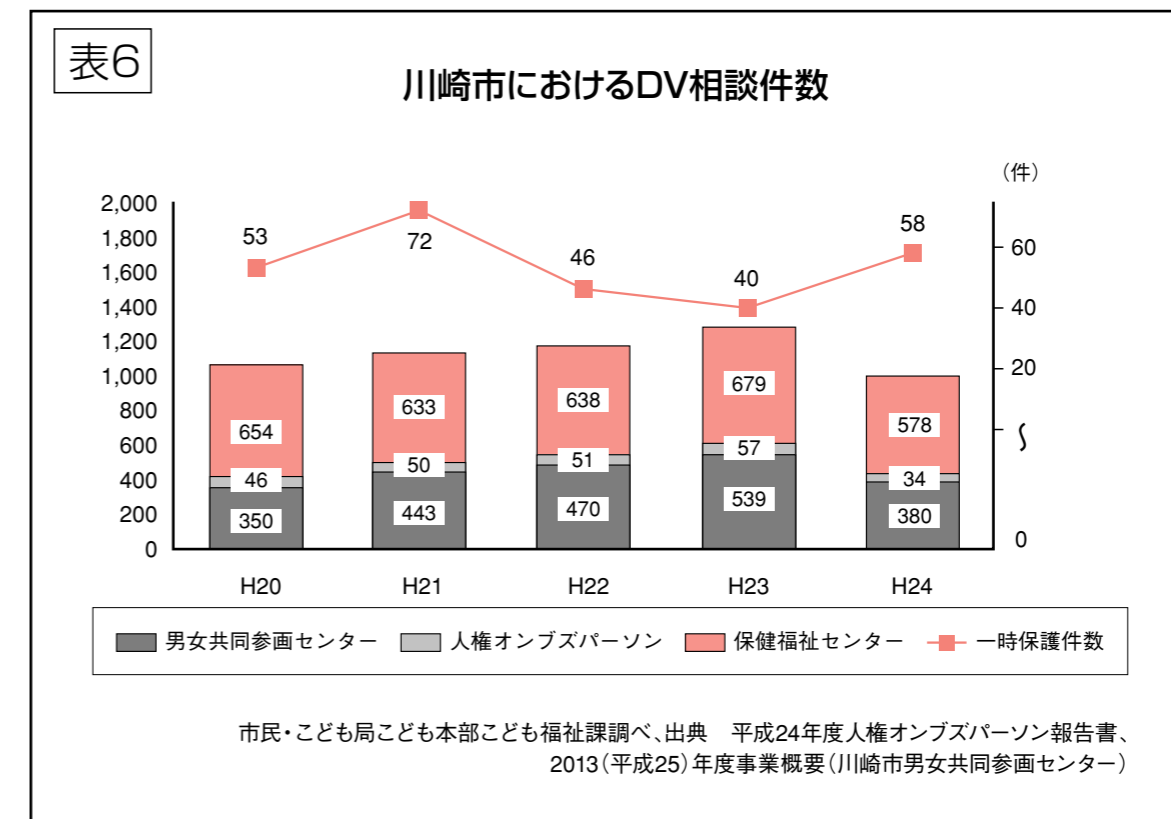
施策4 情報を読み解き発信する力(メディア・リテラシー ¹⁸)の向上のための支援		
事業番号	事業	所管局
9	情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じた市民及び事業者の活動を支援します。	市民・こども局

施策5 メディアにおける男女の人権尊重の促進		
事業番号	事業	所管局
10	広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底を図ります。	市民・こども局
11	広報資料の作成にあたっては、手引きを活用し、男女平等推進の視点に配慮します。	全局 (広報資料作成所管局)
12	広報資料に関する、男女平等推進の視点に立った市民からの意見聴取を行います。	市民・こども局

18 メディアとは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、人々が責任ある主体として社会に参加するために不可欠なコミュニケーション手段であり、これらを主体的に使いこなす能力をメディア・リテラシーという。

基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為(つきまとい等)などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、新たな視点での対応が求められています。



2012(平成24)年度は、前年度よりも相談件数自体は少なくなっていますが、保護件数は増えています。社会状況や経済状況などによってDV相談件数や保護件数などの増減はありますが、DV防止法改正による適用対象の拡大¹⁹などの変化に対応しながら、今後も継続した取組を行います。

19 2013(平成25)年7月に法律の一部が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進		
事業番号	事業	所管局
13	DV被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者の救済支援を実施します。	市民・こども局、こども本部
14	ドメスティック・バイオレンスをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	市民・こども局
15	ドメスティック・バイオレンスに関する講座や研修を実施します。	市民・こども局、こども本部

施策2 セクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者支援の推進		
事業番号	事業	所管局
16	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	総務局、市民・こども局、経済労働局
17	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	総務局、市民・こども局
18	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントへの対応マニュアルを整備し、周知します。	総務局、市民・こども局

施策3 女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進		
事業番号	事業	所管局
19	人身取引(トラフィッキング) ²⁰ 及び性犯罪等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。	市民・こども局

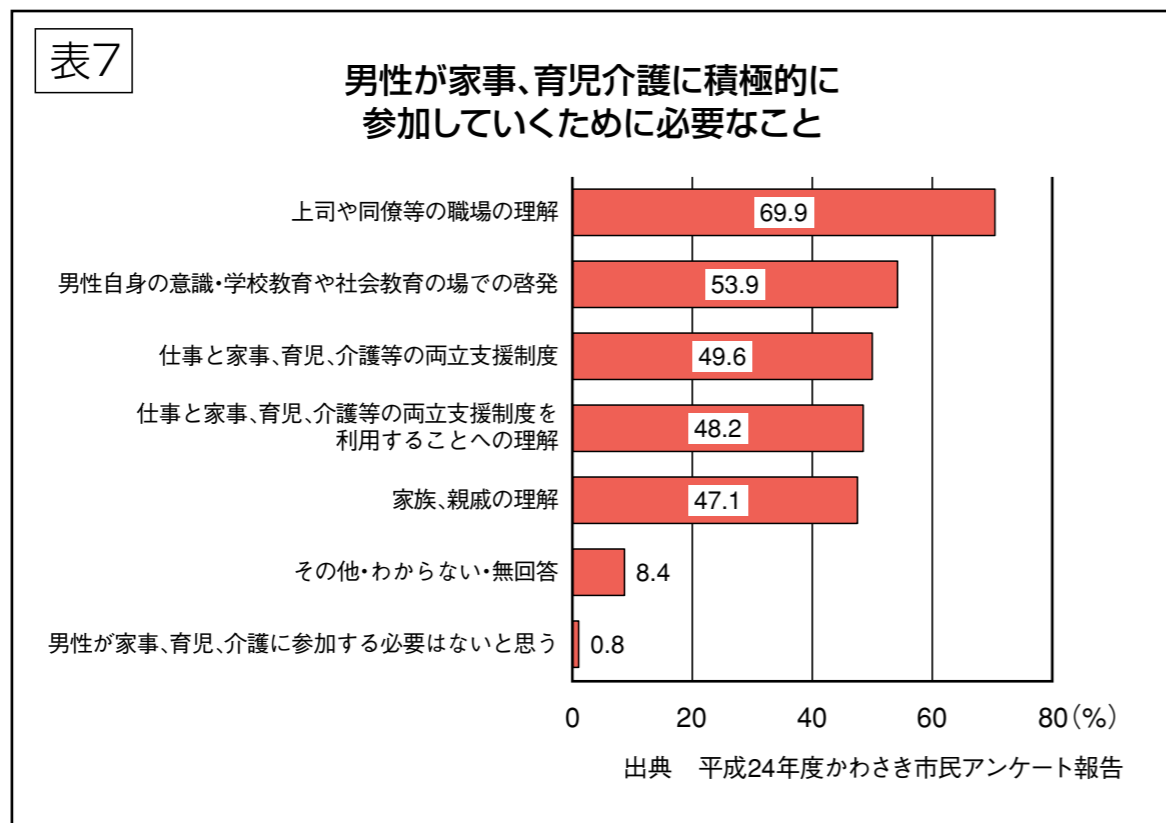
★ 施策4 子どもに対する性暴力の根絶に向けた施策の推進		
事業番号	事業	所管局
○ 20	子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止に努めます。	こども本部、教育委員会
○ 21	子どもに対する性暴力・性犯罪の早期発見・早期対応に努めます。	こども本部、オンブズマン事務局、教育委員会

20 搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用もしくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引渡し、蔵匿し、又は収受すること。

基本施策3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画は働く女性への支援が強調されることが多く、女性、特に働く女性のみ
の問題として受けとめられ、男性は、男女共同参画を「自分の問題」として捉えにくい状況にあ
ると考えられます。性別役割分担意識が社会や企業に根強く残っており、男性の生き方は
仕事中心となりやすく、家庭生活や地域生活への参画の実現が難しいのが現状で、男性も
参画できる環境づくりが必要です。

また、家族のあり方が多様化するなかで、次代を担う子どもたちが男女共同参画を正し
く理解し実践できるおとなに育っていくよう長期的な視野に立って、学校や家庭における
教育・啓発に努めていくことが必要です。



2012(平成24)年のかわさき市民アンケート²¹で、男性が家事、育児、介護等に積極的に
参加していくために必要なことを聞いたところ、「上司や同僚等の職場の理解」が69.9%、
「男性自身の意識・学校教育や社会教育の場での啓発」が53.9%との回答でした。

²¹ 市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考とすることを目的に、川崎市在
住の満20歳以上の男女(外国人市民を含む)を対象に年2回行っている調査。

★ **施策1 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進**

事業番号	事業	所管局
7 再掲	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民・こども局、 教育委員会
22	働く場における男女平等推進のための講座の開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	市民・こども局、 経済労働局

★ **施策2 男性が家庭生活に参画できる環境づくり**

事業番号	事業	所管局
23	仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	市民・こども局、こども本部、 経済労働局、教育委員会
24	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所等における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、 経済労働局
25	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、 病院局、消防局、教育委員会

★ **施策3 男性が地域活動に参画できる環境づくり**

事業番号	事業	所管局
24 再掲	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所等における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、 経済労働局
25 再掲	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、 病院局、消防局、教育委員会
○ 26	男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	市民・こども局、 教育委員会

施策4 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進		
事業番号	事業	所管局
27	小・中・高の児童生徒及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます。	市民・こども局、教育委員会
28	男女共同参画社会形成の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	こども本部、教育委員会

★ 施策5 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

事業番号	事業	所管局
29	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う者たちを支援します。	こども本部
30	男女平等の視点からインターンシップ(就業体験)や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	総務局、市民・こども局、教育委員会

施策6 児童生徒に対する情報教育の推進

事業番号	事業	所管局
31	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を育成するため、学校における情報教育を行います。	教育委員会

施策7 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援

事業番号	事業	所管局
32	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促進します。	市民・こども局、こども本部、教育委員会、区役所
6再掲	家庭・地域教育学級等における男女平等推進研修に市民講師等の紹介を行います。	市民・こども局、教育委員会

目標II 働く場における男女共同参画の推進

働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

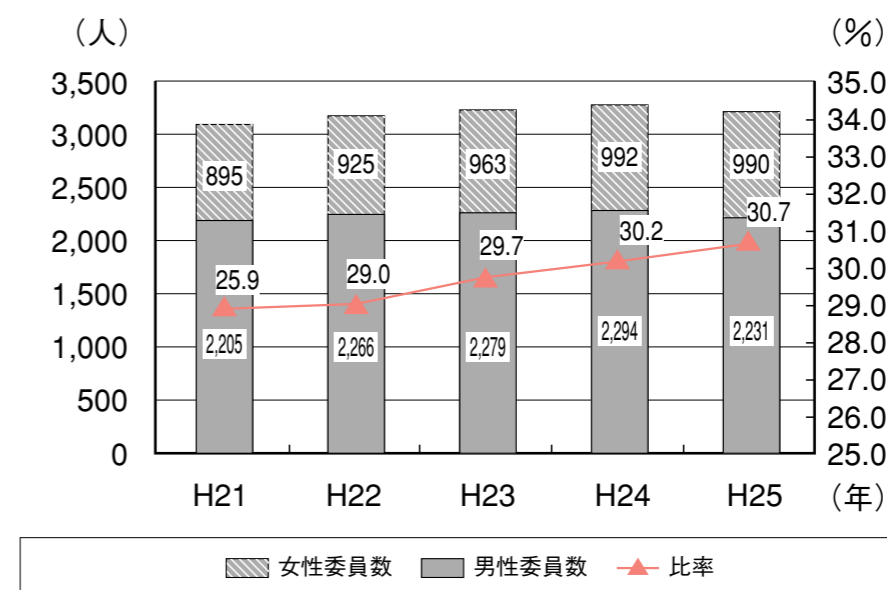
価値観や生き方の多様化に対応した就労支援や雇用環境の整備に一層取り組むことが重要であり、多くの男性が仕事を優先せざるを得ない現状において、仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方についての普及・啓発に努めるとともに、様々な就業ニーズに柔軟に対応した就労支援を男女問わず行っていく必要があります。

基本施策1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

雇用環境が変化し、非正規労働者が増加するなど不安定な雇用環境と低収入が社会問題となっている状況において、活力ある社会を構築するために、新たな視点の導入や多様な能力の活用などの観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めるとともに、各分野で女性がリーダーシップを発揮することが必要です。女性の様々な分野における政策・方針の立案及び決定過程への参画は徐々に進んでいますが、依然として先進国に比べると十分とはいえず、審議会などにおける女性委員の比率向上など市が率先して役割を果たしていく必要があります。

表8

川崎市における審議会等の女性委員比率

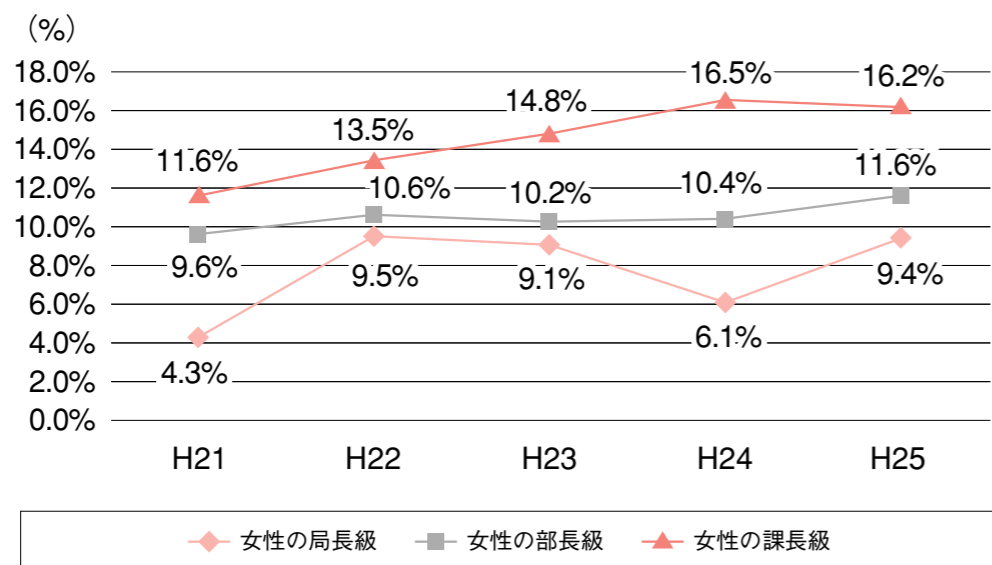


各年6月1日現在
市民・こども局人権・男女共同参画室調べ

審議会等の女性委員比率は着実に増加してはいますが、いまだ30.7%と少ない状況です。2018(平成30)年度までに女性委員比率40%をめざし、審議会等の所管課へ参画の意識の働きかけを行うと同時に、民間団体や事業所への周知に努めます。

表9

市役所における女性の管理職比率



各年4月1日現在 総務局人事課調べ

課長級に占める女性職員比率は16.2%となっています。2018(平成30)年度までに25%をめざし、管理職を含めさまざまな職員への研修等を通じて女性職員の職域拡大、登用を一層進めていきます。

施策1 審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

事業番号	事業	所管局
33	男女共同参画の視点に配慮し、審議会等への女性委員の参加比率向上のための取組を推進します。	市民・こども局、全局(審議会等所管局)
34	審議会等委員の女性比率が2018(平成30)年度までに、40%となるようめざします。	全局(審議会等所管局)
35	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	
36	委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の30%とします。	市民・こども局
37	審議会等委員の女性比率向上に向けて、事前協議制の効果的な推進を行います。	

施策2 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進

事業番号	事業	所管局
38	管理職(課長級)職員に占める女性比率が2018(平成30)年度までに、25%となるようめざします。	総務局
39	校長、教頭に占める女性比率が2018(平成30)年度までに、小学校35%、中学校18%となるようめざします。高等学校及び特別支援学校の校長、教頭については引き続き女性の登用に努めます。	教育委員会
40	男女それぞれの職員に占める管理職比率の格差を縮めます。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
41	育児休業中の職員のキャリアサポートを目的に、仕事と子育ての両立のための相談体制等の整備を推進します。	
42	管理職になるための前段階として、学習機会の提供や研修を実施します。	

施策3 市の関係団体における女性職員の登用などの取組の促進

事業番号	事業	所管局
43	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	市民・こども局

施策4 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進

事業番号	事業	所管局
44	「かわさき労働情報」等において、女性管理職比率の向上に向けた取組について情報提供を行います。	経済労働局

施策5 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進		
事業番号	事業	所管局
45	地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた支援を行います。	市民・こども局、 教育委員会
46	中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	

コラム4

市役所における女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進について

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要です。政策・方針決定過程に女性の視点を取り入れることで、より多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができます。また、女性を始めとする多様な人々が参画する機会を確保することは、行政分野においては、バランスの取れた質の高い行政サービスの実現にもつながります。

これまで川崎市では、市役所の管理職（課長級）や学校の校長・教頭及び審議会等委員における女性比率について目標を定めて取組を進めてきており、徐々に増加しているものの、まだ低い水準です。

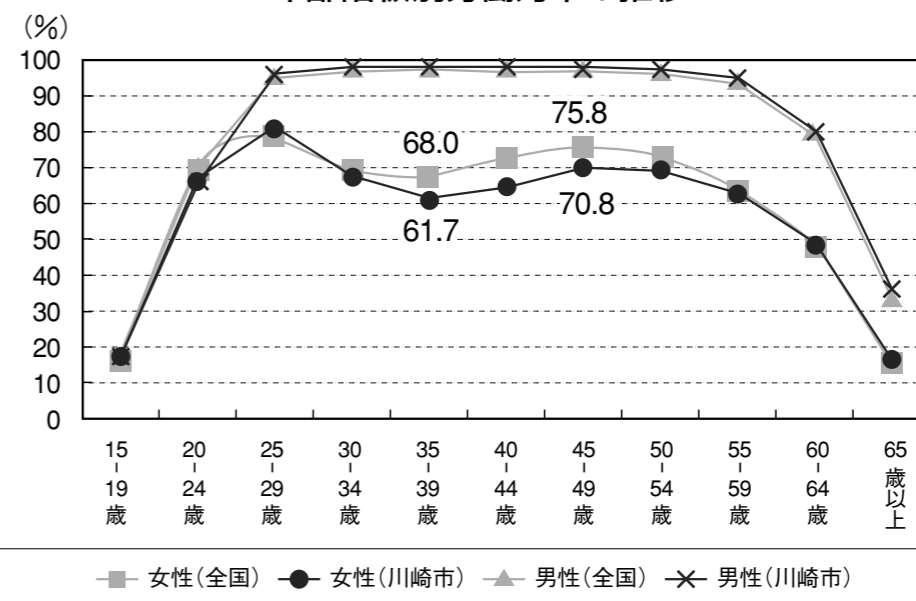
こうした中、女性の参画を今後より一層拡大するために、女性職員の人数、割合等の現状やこれまでの採用及び人材育成の取組の進捗等を考慮して、出来る限り男女それぞれの職員に占める管理職比率の格差が縮まるよう、職員全体の中で性別による（男女の）差がなく登用されているかにも目を配っていくよう働きかけます。

基本施策2 働く場における男女共同参画の推進

実質的に男女が均等な機会と待遇を享受し、女性が雇用の場で活躍できるよう、事業者へポジティブ・アクション²²（積極的改善措置）の推進などを積極的に働きかけるとともに職場での啓発などを進めていく必要があります。更に、あらゆる分野に男女双方の視点が入ることはとても重要です。たとえば、男女の参画に偏りがある科学技術分野、あるいは学術分野において様々な障壁を取り除き男女双方の参画を推進します。

表10

年齢階級別労働力率の推移



出典 平成22年国勢調査結果報告及び労働力調査(総務省統計局)

労働力率とは、15歳以上の人口における労働力人口(就業者・完全失業者の合計)の割合です。女性の労働力率は結婚や出産の多い30～34歳で下がり、子育てが一段落した40～44歳で再び上昇するためM字型のカーブを描きます。川崎市と全国の女性を比べると学卒後の山は高いものの、M字の谷は61.7%で全国の68.0%よりも6.3ポイント低くなっており、2番目の山に当たる45～49歳の状況も70.8%で全国の75.8%より5ポイント低くなっています。

²² 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照)

★ 施策1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		
事業番号	事業	所管局
47	「労働状況実態調査」を通じて、女性の就業状況に関する調査を実施します。	経済労働局
○ 48	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行います。	

施策2 職場における男女共同参画に関する教育の促進		
事業番号	事業	所管局
49	「かわさき労働情報」等において多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行います。	市民・こども局、経済労働局
16再掲	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	総務局、市民・こども局、経済労働局
50	男女平等推進及び施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	総務局、市民・こども局、教育委員会

施策3 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進(再掲)		
事業番号	事業	所管局
44再掲	「かわさき労働情報」等において、女性管理職比率の向上に向けた取組について情報提供を行います。	経済労働局

施策4 多様な就業ニーズに対応した就業支援		
事業番号	事業	所管局
51	短時間勤務や在宅勤務等の多様な働き方を推進するために、「かわさき労働情報」等により事業者に対する情報提供等を行います。	市民・こども局、経済労働局
52	女性の就業、就業継続及び再就職に向けて支援講座を実施します。	市民・こども局、経済労働局
53	市役所における多様な働き方を視野に入れ、より良い雇用環境づくりを推進します。	総務局

施策5 経営の主体となる女性の育成・支援		
事業番号	事業	所管局
54	起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。	市民・こども局、経済労働局

施策6 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大		
事業番号	事業	所管局
55	科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を推進します。	市民・こども局、経済労働局、教育委員会